

〔解答〕 2)

解説)

1) 不適切。

確定拠出年金において障害給付金と死亡一時金は法定給付であるため、給付を行うかどうかを任意に定めることはできません。

2) 適切。

障害給付金は、加入者期間中に初診日のある傷病に限らず、所定の障害状態に至った場合に支給されます。75歳に達する日の前日までであれば、老齢給付金を受給している場合でも、請求が可能です。

3) 不適切。

障害給付金は年金として支給されますが、企業型年金規約等で定めた場合は、その全部又は一部を一時金として支給することができます。

4) 不適切。

死亡一時金を受けることができる遺族の範囲と優先順位は、以下の通りです。

- ① 配偶者（死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
- ② 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって死亡した者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
- ③ ②のほか、死亡した者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- ④ 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、②に該当しない者

なお、加入者または加入者であった者が、死亡する前に、③を除く上記の者のうちから死亡一時金を受けるものを指定して、その旨を記録関連運営管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによるものとなります。